

船橋市の

新しい基本計画を検討しています

船橋市総合計画 後期基本計画(素案)についての答申を受けました

船橋市総合計画 後期基本計画(素案)について、平成22年11月から7回にわたって船橋市総合計画審議会(会長:武藤博己法政大学大学院教授)で審議を行ってきました。その審議結果をとりまとめた答申が、平成23年3月29日の最終審議会で、審議会の中村正董副会長から市長に手渡されました。

今後、この答申を踏まえて、庁内での検討やパブリックコメント等を行い、船橋市総合計画 後期 基本計画案を策定していきます。



左:中村正董副会長 右:藤代孝七市長

<<総合計画審議会について>>

■設置目的•審議概要■

総合計画審議会は、船橋市総合計画審議会条例に基づき設置されるもので、「後期基本計画」(素案)について、専門的あるいは市民の見地から検討・審議を行います。

■構成メンバー■

総合計画審議会は、以下のメン バーで構成されています。

〇学識経験者:6名

〇市民団体の代表者:6名

〇公募市民:4名

〇市議会議員:4名

<<総合計画審議会の審議経過>>

| | 主な内容 | 開催日 |
|-----|------------------------------------|----------------------|
| 第1回 | 素案の諮問 20~21年度準備調査について 序論について | 平成22年11月 8日 (月曜日) |
| 第2回 | 分野別計画 第1~2章について | 平成22年11月18日 (木曜日) |
| 第3回 | 分野別計画 第3~4章について | 平成22年12月16日 (木曜日) |
| 第4回 | 分野別計画 第5~6章について | 平成23年1月12日 (水曜日) |
| 第5回 | 分野別計画 第7章について リーディングプランについて | 平成23年1月26日 (水曜日) |
| 第6回 | 分野別計画 第7章について リーディングプランについて | 平成23年2月16日 (水曜日) |
| 第7回 | 答申案の検討 | 平成23年3月3日 (木曜日) |
| 第8回 | 答申 | 平成23年3月29日 (火曜日) |

上記以外に小委員会を3回開催しています。



答申の概要

答申は、船橋市企画調整課のほか、市のホームページでも閲覧可能です。 ここでは、その概要について簡単にご紹介します。

○答申の構成

答申は、後期基本計画(素案)の序論、リーディングプラン、分野別計画のそれぞれの内容について、総合計画審議会で議論された結果をまとめたものです。

<<答申の構成>>

| はじめに | 審議にあたっての考え方や、計画でとらえるべき全体的な課題、今後の方向性などについて、審議会の意見が記載されています。 |
|-----------|--|
| 序論 | 計画策定の背景や基本条件を整理した序論の内容に関しては、課題認識の違い や漏れなどについて、答申が記載されています。 |
| リーディングプラン | リーディングプランに関しては、個々のリーディングプランに対する意見ではなく、 リーディングプラン全体の考え方について、答申が記載されています。 |
| 分野別計画 | 第1章から第7章までの分野別計画の各施策等に関しては、追加すべき課題や論点、取り組みなどについて、答申が記載されています。 |
| 計画の普及に関して | この計画を市民に親しまれ、共有されるものとするために、審議会が考えたアイデ アが記載されています。 |

〇リーディングプランに関する答申の概要は

リーディングプランに関しては、プラン全体について、主に以下のような内容が答申されました。

<<リーディングプランに関する答申内容>>

リーディングプラン

- ・リーディングが意味する「先導性」よりも、「必需性」や「優先性」を感じるキーワードによる施策群と とらえた方が理解しやすいため、名称も含めて検討すべき。
- ・リーディングプランの考え方とプランの位置づけを記載すべき。
- ・5つのプランが導き出された経緯について、市民意見を取り入れた旨を明記すべき。
- 分野別計画との関係性をわかりやすく記載すべき。
- ・船橋固有の課題や立地などに対応した「船橋らしさ」のある内容も含めるべき。
- ・具体性、実行性のある内容として、着実な進行管理を図るべき。
- ・分野横断的な取り組みの実施については、特に留意して部局相互に連携すべき。 / など

○分野別計画に関する答申の概要

分野別計画に関しては、個別の内容について主に以下のような内容が答申されました。

<<分野別計画に関する答申内容>>

第1章

「いたわりあい」と「支え あい」の心に満ちたま ち

- ○地域一体となった社会福祉の体制整備
- ・基本施策のタイトルについて、「地域福祉の体制整備」とすべき。
- 〇次代を担う子どもの育成
 - ・病児・病後児保育に関する記載の充実や、療育支援と教育との連携について記載の充実を図るべき。 /など



<<分野別計画に関する答申内容(続き)>>

| 第2章 いつも身近に「安ら ぎ」が感じられるま ち | 〇豊かなみどりの保全と創出 ・里山については農地や谷津田、集落等を含めた広義の概念で定義すべき。 ・樹林以外の里山に関する取り組みについてもいずれかの箇所で記載するよう検討すべき。 〇自然と共生したまちづくり ・三番瀬の生物多様性の「再生」が必要となっている現状を踏まえた表現とすべき。 ・三番瀬の保全・再生については関係自治体との連携についても記載すべき。 ・生物多様性を減少させる要因(外来生物や気候変動など)を明記すべき。 ・生物多様性地域戦略について、必要性について記載を検討すべき。 〇循環型社会の構築 ・3Rについては、リデュースに最重点をおくという順番が分かるような表現で記載すべき。 | |
|---|---|--|
| 第3章 文化を育み「豊かな 心」と「生きがい」が 実感できるまち | ○生涯学習の推進 ・家庭教育、学校教育、社会教育を総合的にとらえて相互に連携・協力を図る必要性についての記載の充実を図るべき。 ○生涯学習によるまちづくりの推進 ・生涯学習によるまちづくりの推進の背景や重要性について記載を充実すべき。 ○関係機関との連携による家庭と地域の教育力の向上 ・家庭や地域の教育力の現状・課題について明らかにするとともに、行政や研究・高等教育機関等との連携の必要性についても記載すべき。 ○豊かな知性と確かな学力、健やかな身体の育成・子どもたちが、自分が大切にされているという認識を持てるような方向性について記載すべき。 ○次代を担う青少年健全育成の推進・中高生の活動の場づくりが重要である旨を記載すべき。 | |
| 第4章 活気あふれる「生き 生き」とした暮らしの あるまち | ○まちの活力につながるにぎわいの創出 ・地域特性に応じた産業振興やまちづくりについて記載すべき。 ・産品ブランドの創出については具体的な商品を絞り込み、民間との協働により取り組むべき。 ○変化に対応できる地域産業の振興・育成 ・「市全体の事業所の開業率」等についても指標として設定すべき。 ○魅力ある商業の振興 ・地域の中小小売店が地域社会で果たしている役割や支援の必要性、方向性などについて記載すべき。 ○暮らしを支える雇用環境の充実 ・ニート問題等について、職業教育や若者への魅力ある職場のPRなどの取り組みも記載すべき。 ○活力あふれる都市農業の振興 ・指標として「耕作放棄地面積」を設定すべき。 ・ 冷津の狭隘な部分は環境を守る場としても活用する旨記載すべき。 ・ 農畜産物の高付加価値化や競争力の強化などについて記載すべき。 ・ 農畜産物の高付加価値化や競争力の強化などについて記載すべき。 ○時代に対応した漁業の振興 ・ 漁業については生態系の維持・回復についても記載すべき。 ○安心できる消費生活の確立 ・ 消費者が食について学び、体験することができる取り組みなど、豊かな消費生活について記載すべき。 ・ 消費者保護に関しては、特に高齢者に配慮する旨を記載すべき。 | |
| 第5章 都市の活力をうみ 発展し続けるまち | ○計画的な都市づくり ・農業サイドからだけでなく、都市サイドからも農地等の自然環境を保全していくという方向性を明示すべき。 ・違反広告物について、規制だけではなく誘導することも積極的に推進する旨を記載すべき。 ・市民主体のまちづくりの重要性や取り組みに関する記述を充実すべき。 ○魅力あるベイエリアの創出 ・自然環境等を含めた船橋らしさを活かしたベイエリアを形成するという方向性を記載すべき。 ・関係自治体とも十分な連携を図りながら施策を推進する旨を記載すべき。 ○人にやさしいみちづくり ・人にやさしいみちづくり ・人にやさしいみちづくり・人にやさしいみちづくりを目指すという大きな方向性が伝わる記述を検討すべき。 ○安らぎとにぎわいのある市街地の整備 ・土地区画整理事業については事業の長期化や社会情勢の変化による問題点も多いため、事業に対する課題を記載すべき。 | |



<<分野別計画に関する答申内容(続き)>>

| | ○市民の創意と意欲を活かした協働のまちづくり | |
|--|--|--|
| 第6章 新時代をひらく「創 意」と「意欲」にあふ れるまち | ○市氏の創息と息欲を活かした協働のまちづくり ・市が安全や住民福祉の向上等に関わる本来の役割を果たすという姿勢を明記すべき。 ○市民との情報共有の推進 ・情報伝達の多様な媒体や手法について具体的に例示すべき。 ・情報バリアフリー化について明記すべき。 ○男女共同参画社会の形成 ・人権や男女が互いの本質を理解し合っていくことについての教育が重要であることを記載すべき。 | |
| | ・記載内容が一般論にならないように、積極的に取り組む姿勢を記載すべき。 ・子どもや女性への虐待・DVについては、被害者を守る姿勢を明確に示す記載とすべき。 / など | |
| 第7章 計画の推進にあ たって | ○「選ばれる都市」を目指した質の高い市政運営 ・国から地方への権限移譲にあわせて財源移譲も必要な旨を明記すべき。 ・市政運営に市民の意見を反映させることの重要性がより高まっている旨を記載すべき。 ○自律的・効率的で透明性の高い行政運営 ・行政改革はそれ自体が目的ではなく、「市民のために行う」旨を明記すべき。 ○安定的な行政運営が可能な財政基盤の確立 ・「公金徴収の一元化」について、内容が正確に伝わるように表現を工夫すべき。 | |
| ※計画の普及に 関して | ・市民に親しまれ、共有される計画とするために、世代を超えた参加が期待できる公募等の方法で、後期 基本計画に「愛称」をつけることを検討すべき。 | |

ふなばし・イチ押し!コレクション"パシャカシャ"の実施結果

船橋の未来をイメージし、より多くの方に親しみをもっていただける計画書とするために、市民の皆様が撮影した写真を募集しました。12月中旬~1月にかけ、58作品が集まりました。応募いただいた作品は、市のホームページで紹介しています。また、一部を計画書に掲載させていただく予定です。





左:宇野孝男さんの作品 右:トオルさんの作品

■フォトギャラリー■

〇以下からご覧いただけます。

http://www.city.funabashi.chiba.jp/charm/photo/p012827.html

後期基本計画策定にむけた今後の予定

今後、総合計画審議会からの答申を踏まえ、後期基本計画の原案を作成します。その際、計画に用いる 目標値を設定するために、市民アンケートを行います。

その原案をもとに、平成23年5月~6月に市民説明会を開催するとともに、パブリックコメントを実施し、後期基本計画(案)を作成します。

その後、平成23年9月から議会にて審議を行い、その結果を受けた修正等を行った後、後期基本計画を 公表します。

また、これらとあわせて、後期基本計画の進行管理の仕組みについても検討を進めます。

<発行・お問い合わせ先:船橋市 企画部 企画調整課>

住所 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

TEL 047-436-2053

FAX 047-436-2058

電子メールアドレス <u>kikaku-kei@city.funabashi.chiba.jp</u>

ホームページ http://www.city.funabashi.chiba.jp/shisei/keikaku/0002/p013542.html

